

## 放送を語る会「“可能性としてのNHK” へ向かって（案）」への私の感想

—— 私が考えるNHK改革案の提案をかねて——

醍醐 聰

### 1. 特に啓発された点、賛同できる点

1-1 メディア内部で働くスタッフの「内部的自由」を憲法で保障された思想・表現の自由の一部と位置付け、日放労、民放労連の提案を参照しながら、制度的手立てを提言したこと。

なかでも、「企画・制作過程、放送結果などについて会社側の措置に異論や批判がある場合、それについて自分の意見を内外に公表する権利があり、それを理由にいかなる不利益待遇も受けない」ことを「制作者の権利」として謳った民放労連の提案に着目したことは、更なる制度論の肉付けが必要と思われるが（後述）、大きな実践的意味を持つと考えられる。

1-2 現行の受信契約では視聴者は義務はあっても権利がないことを「奇妙なこと」と指摘し、放送法ないしは受信契約に視聴者の権利（経営への参加、経営者の公選等）を明記するよう提言したこと。

これは、私たち視聴者団体が日頃実感している現行の受信契約の最大の瑕疵であり、受信料支払い停止運動を提唱するに至った理由でもある。あえていえば、現在のNHKが抱える根源的な問題は、視聴者からの批判、不満に遭遇していること自体ではなく、そうした批判、不満を応答責任を共有しながら対話で解決する機構を欠いていることにある。この問題を解決するには、受信契約を双務契約にふさわしく、権利と義務に関して当事者双方が対称的な位置に立つよう制度を改めることだと考えられる。そのためには、視聴者を「お客様」と呼んではばからないNHK首脳意識改革が先決であるが。

1-3 上記の1-2とも関連するが、視聴者に開かれたNHKの経営・番組編成を促す具体策として、①番組審議会委員の選任あたって公募枠を設ける、当審議会への諮問・答申を義務付け、答申への説明責任をNHKに課すなどして、番組審議会の権限と機能を強化するとの提言は、実現の可能性を期待できるものであり、大いに賛同できる。また、②視聴者を無権利状態のままにして受信料支払いを義務制にするのは論外という見解は、今後の視聴者市民運動の連携にとって心強いことである。

### 2. 補強を要望したい点

「内部的自由」を保障する制度を、公益通報者保護制度のNHK版となるよう、肉付けする必要があるのではないか？

#### ①通報先（または救済機関）

日放労が提案した「編集協議会」は経営側と制作・取材の現場代表が推薦する同数委員から構成される内部機関となっているが、経営者から実質的に自立した機関とするためには、「提案」が指摘するように、「通報の真実相当性」（通報する内容が真実であると信じるに足る相当の理由があること）を条件に外部機関（BRCが最適かどうかは保

留)にする必要があるのではないかと。その際、内部通報前置主義を取らないことが肝要ではないかと。

#### ②通報の範囲

法令（憲法、放送法等）違反に限定せず、新放送ガイドライン、国内・国際番組基準、NHK倫理行動憲章、業務委託基準、関連団体運営基準、公正なる会計慣行、NHK経理規程等への違反も含める必要があるのではないかと。

#### ③通報者の範囲

NHK職員に限定せず、番組の制作委託先をはじめとする外部取引先の役職員、フリーの契約者等も含めるべきではないかと。

#### ④保護の内容

通報者が法律上または契約上、守秘義務を負う場合であっても、「通報の真実相当性」を満たす場合は保護されるものとするべきではないかと。

### 3. 新たな検討を要望したい点

#### 3-1 「視聴者公訴裁定機関」（仮称）の設置

以下の理由から、上記のような機関の設置が必要ではないかと。

①視聴者が受信料の支払い停止（保留）という形でNHKに対して抗弁をしたとしても、現状では「申し入れ」といった拘束力のない意思表示しかできない。また、NHKは民事手続きによる支払い督促といった拘束力のある権利行使の手段を持つ一方、視聴者は督促への異議申し立てという受身の抗弁の機会を持つに過ぎない。この意味で、時間とコストのかかる裁判によらない公訴の場（拘束力のある裁定を期待できる機関）を視聴者にも与えるべきではないかと。

②公益通報者保護制度に対して東京弁護士会が提出した意見書（2003年9月24日）を見ると、「内部情報に接しうる者はその立場を問わず、何人も保護されて然るべきであるから本来は保護されるべき通報者を限定すべきではない」と述べ、通報者の範囲を「事業者には雇用されている労働者」に限定すべきでないとして主張している。視聴者は公益通報者と必ずしも一致しないが、想定される公訴の範囲は上記の「通報の範囲」とおおむね重なる。そうであれば、公益通報者の範囲を「内部者」に限定しないか、「内部者」に限定するならば、それに代わるものとして外部者（視聴者）にもNHKが公共放送としての義務を履行しているかどうかを監視し、是正を請求する権利行使の窓口を別途設けるべきであると考えられる。

#### 3-2 政治権力からのNHKの独立を制度面から担保するためには、事業計画・予算、人事の国会承認制の廃止を求めるべきではないかと。

①「国民を代表する国会にNHKの予算、人事の審査、承認を委ねるのは民主主義の原則にかなっている」という意見について

内政、外交が国会での論戦を経て、最終的に多数決で決せられる（蓋然性として与党案が通る）のは、民主主義の外形として不合理なことではない。しかし、言論・報道機関としてメディアが担う重要な役割は、権力の行使過程を監視することである。とすれば、メディアの財政運営（予算配分のあり方、受信料の改定も含む）や人事をその時々議会の勢力分布に影響されやすい国会審議に委ねることは、権力を監視すべきメディアが権力によってコントロールされるという自己撞着を意味するのではないかと。

- ②「国会承認制それ自体ではなく、国会審議前に与党の非公式の部会等にNHK幹部が説明に出向き、そこで実質的な審議が終わってしまう不透明さが問題である」という意見について

これはNHK予算等の審議に限らず、法案等の与党事前審査の可否にも通じる問題である。しかし、かりに事前説明や事前の実質審査を禁じても、国会承認制がある以上、与党（政治家）は様々な非公式のルートで予算、人事の承認を「人質」にして、NHKに影響力を行使する余地は残される。また、NHKは予算、人事の承認権を与党に握られている以上、与党権力からの自立を貫くのが困難な状況に置かれることに変わりはないのではないか？

- ③「現状では、国会に代わって、NHK予算等を公開で審議する場がほかにあるのか疑問」という意見について

多くの組織を乱立させないことを前提にすれば、当面、NHK予算・決算の審査と承認は経営委員会に付託すればよいのではないかと。その場合、（1）会計監査人と監事の出席を義務付け、発言を保証するものとする。（2）委員は審議に必要と判断した資料は、外部からの情報公開請求で非公開とするものであってもNHKに対して提出請求権を持つものとする。（3）公開性を確保する意味から、（本来は経営委員会の会議そのものを原則公開とすべきであるが）少なくとも事業計画・予算・決算の審議は公開とする（現在のテレビ中継に準じて放映もする）。ただし、外部からの情報公開請求にあたって非公開とする上記の資料を用いて審議する場合に限り、会議を非公開とできるものとする。

以上の条件を確保すれば、経営委員会に付託しても、審議内容それ自体に関して、現在の国会審議と遜色がないか、それ以上の成果を期待できるのではないかと。また、政治（特に与党政治勢力）からの自立という意味では確かな効果を期待できるのではないかと。

人事については、まずは経営委員の国会選任制を廃止して、一部（当面、半数）を公選制（ただし、文化人・学識経験者、視聴者代表、報道関係者等にそれぞれ定員枠を設ける）とし、自薦者、他薦者のなかから経営委員会の協議で選任するものとする。その際、NHKからの公式、非公式の推薦は受け付けない、選任は経営委員会での決定で完結するものとして、国会の承認は不要とする。

会長については、視聴者からの推薦を受け付け、それを参照のうえ、経営委員会が選任するものとする。経営委員会は選任の経過と選任の理由を公表するものとする。